

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年11月14日	
【会社名】	三菱製紙株式会社	
【英訳名】	Mitsubishi Paper Mills Limited	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 邦 夫	
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号	
【電話番号】	(03)5600-1407(直通)	
【事務連絡者氏名】	経理部長 及 川 浩 典	
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号	
【電話番号】	(03)5600-1407(直通)	
【事務連絡者氏名】	経理部長 及 川 浩 典	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	7,610,658,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年11月14日付で四半期報告書(第154期第2四半期)を提出したことに伴い、平成30年2月6日付で提出した有価証券届出書並びに平成30年2月13日付、平成30年2月14日付、平成30年6月27日付、平成30年6月28日付及び平成30年8月10日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第三部 追完情報」の「1. 事業等のリスクについて」に関する事項を訂正するため、また、「第四部 組込情報」について、当該四半期報告書を組込情報とするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部 【追完情報】

(訂正前)

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月10日)現在において変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年11月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年11月14日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第153期)	自 至	平成29年4月1日 平成30年3月31日	平成30年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第154期第1四半期)	自 至	平成30年4月1日 平成30年6月30日	平成30年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第153期)	自 至	平成29年4月1日 平成30年3月31日	平成30年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第154期第2四半期)	自 至	平成30年7月1日 平成30年9月30日	平成30年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月14日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安永 千尋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱製紙株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。